

鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時：令和7年10月22日（水）10：00～10：10

場 所：官邸4階大会議室

議 題：北海道の家きんにおける鳥インフルエンザの疑似
患畜の確認について

10月21日 16時35分

(鳥インフルエンザ事案)

石破総理指示

- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしつかり収集すること。
- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

高病原性鳥インフルエンザ対策について

令和7年10月
農林水産省

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因（病原体）

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス



元気消失

(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5、6年シーズンに発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はない」としている。

2 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生事例について

(1) 場所

・北海道白老（しらおい）町の養鶏農場（採卵鶏）

・飼養羽数：約46万羽

(2) 周辺農場

3 km圏内： 1戸、約8万羽

3 km-10km圏内： 3戸、約54万羽

合計 4戸、約62万羽

(3) 発生経緯

・10月21日（火）、北海道白老町の養鶏農場において、死亡羽数が増加したことを受け、家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、同日16時30分、A型インフルエンザ陽性と判明。

・そのため、同家畜保健衛生所によりPCR検査を実施。

その結果、22日（水）8時00分、疑似患畜と確定。

2 総理指示（令和7年10月21日）を受けた対応

＜総理指示＞（令和7年10月21日16時35分）

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしつかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

＜対応＞

- ① 関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。）
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

3 鳥インフルエンザの発生状況

- 令和6年シーズンは、14道県51事例で発生し、令和7年1月に発生が急増。
- 令和7年シーズンは、北海道において10月22日に家きんの陽性事例1例を確認。

令和7年シーズンの発生状況



過去シーズンとの比較

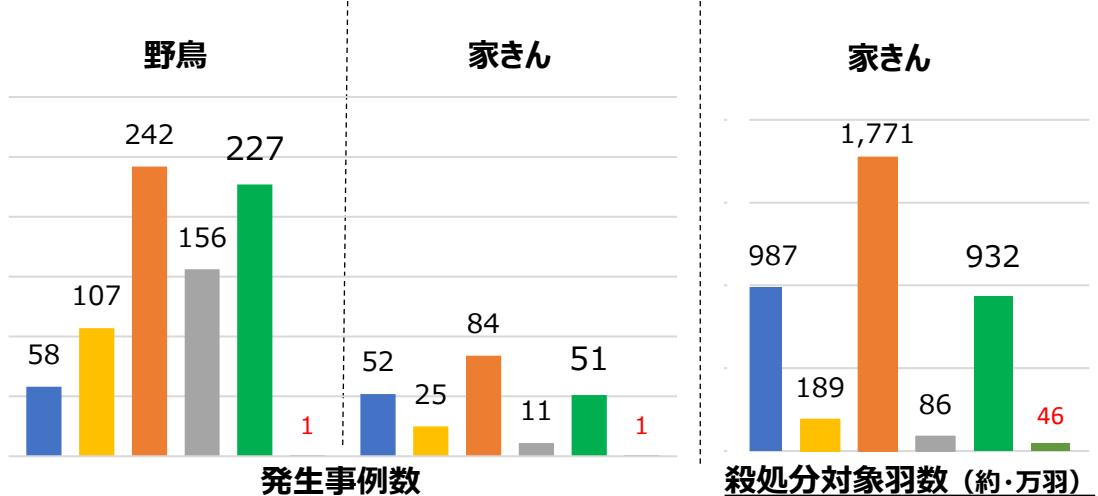
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

■: R2シーズン ■: R3シーズン ■: R4シーズン ■: R5シーズン ■: R6シーズン ■: R7シーズン



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

4 令和6年シーズンの発生を受けた鳥インフルエンザ対策パッケージ

- 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

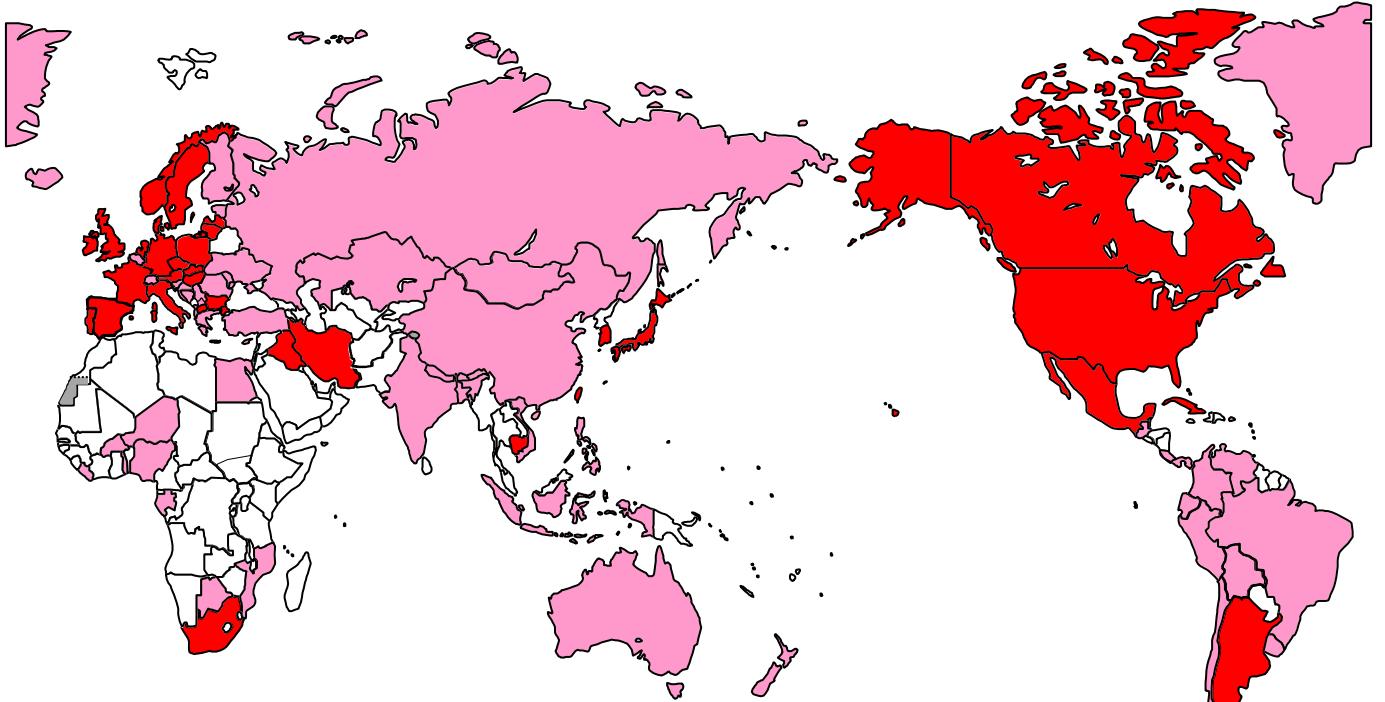
III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

5 高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況（2023年9月以降）



オセアニア》		
豪州	H7N3	2024.6.2
	H7N9	2024.5.2
	H7N8	2025.2.2
ニュージーランド	H7N6	2024.11.

■ : 2025年8月以前に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域
(2025年9月以降は発生報告なし)

■ 2025年9月以降に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域

2025年10月21日現在

出典:WOAH!

※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。

※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、

その後の清浄性確認については記載していない。

※型別に最新の発生事例を記載
※各の圖、地域で、より徹底成法等に上位報告されていない可能性がある

WAHIS:World Animal Health Information System とは

WAHIS(World Animal Health Information System)とは、
WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

WHOI(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報ノット、云々である。

《アジア》		《ロシア・NIS諸国》		
日本	H5N1	2025.1.31 [2025.10.21]	ロシア	H5N1 2023.10.19 [2025.2.19]
	H5N6	2024.2.10 [2023.12.6]		H5 [2025.7.7]
	H5N5	2024.4.30 [2025.4.19]	南樺太	H5N1 2024.2.1 [モルドバ]
	H5N2	2025.4.19 [2025.4.22]		H5N1 2025.3.3 [2025.2.5]
	H5	2025.4.22		
韓国	H5N1	2025.9.12 [2025.3.24]	《アフリカ》	
	H5N3	2024.10.2	南アフリカ共和国	H5N1 2025.9.30 [2025.9.5]
	H5N6	2024.2.8 [2024.2.6]		H7N6 2024.7.9 [不明]
				2024.2.29 [2024.4.20]
台湾	H5N1	2025.10.13 [2025.3.14]	ナイジエリア	H5N1 2025.4.21
			モザンビーク	H7 2023.9.29
香港 イスラエル	H5N1	2024.11.15	ブルキナファソ	H5N1 2024.3.26
	H5N1	2025.1.19 [2025.2.5]	ガボン共和国	H5N1 2024.5.3
			エジプト	H5N1 2023年下半期 [2023年下半期]
フィリピン	H5N8	2025.3.31		H5N8 2023年下半期 [2023年下半期]
	H5N1	2025.4.4 [2025.3.28]	ニジエール	H5N1 2025.2.5 [2025.3.19]
	H5N2	2024.11.19	トーゴ	H5N1 2025.2.20 [2025.2.3]
ベトナム	H5N9	2025.4.15	リベリア	H5N1 2025.2.3 [2025.7.25]
	H5N1	2025.4.3	ボツワナ	

		[2024.9.8]		《南北アメリカ》	
インド	H5N1	2025.8.7		米国	H5N1 2025.9.28 [2025.9.25]
		[2025.8.24]			
カンボジア	H5N1	2025.10.16		H5	2025.4.10 [2025.5.29]
		[2025.2.3]			
ブータン	H5N1	2024.8.29		H7N9	2025.3.8
中国	H5N1	[2024.5.11]		〔 プエルトリコ	H5N1 2024.12.19
	H5	[2024.5.25]		カナダ	H5N1 2025.10.9 [2025.7.1]
	H5N6	[2024.6.13]			H5N2 2024.11.16
イラク	H5N1	2025.10.12			H5N5 2025.1.15 [2025.4.1]
		[2024.5.11]			H5 [2024.7.1]
インドネシア	H5N1	2023年下半期		メキシコ	H5N1 2025.9.18 [2025.4.1]
モンゴル	H5N1	2024.10.13			
ネパール	H5N1	2025.2.2		H7N3	2025.5.7
バングラデシュ	H5	2025.3.11		エクアドル	H5N2 2024.3.6 [2024.2.27]
	H5N1	[2024.5.17]			H5N1 [2023.11.14]
イラン	H5N1	2025.9.29		コロンビア	H5N1 2024.12.25

【関係閣僚会議環境省資料】

令和7年10月22日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る 環境省の対応について

環境省

北海道白老町の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、北海道に野鳥の監視を強化するよう要請を行う。
- 環境省北海道地方環境事務所に、北海道と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を行うよう指示する。
- 北海道と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした鳥類相調査を実施する。